

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求控訴事件

控訴人 石丸 勇 外

被控訴人 佐世保市 外1名

# (控訴) 答弁書

令和2年8月26日

福岡高等裁判所 第1民事部 御中

〒810-0042

福岡市中央区赤坂1丁目15番33号

ダイアビル福岡赤坂3階

万年総合法律事務所(送達場所)

被控訴人佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口 雅 司

弁護士 小林 登

弁護士 益本 誠 一

弁護士 原 志津子

弁護士 笠 置 泰 平

弁護士 高松 賢 介

弁護士 宮下 ゆりえ

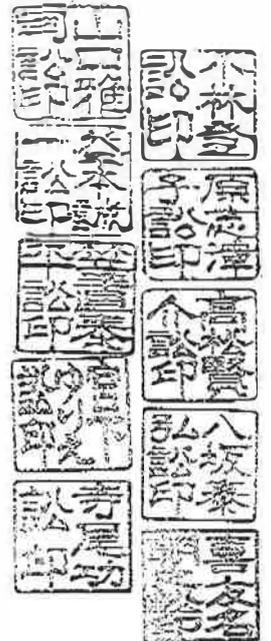
弁護士 八坂 泰 弘

弁護士 寺尾 功

弁護士 喜友名 朝 之

電話 092-751-7667

FAX 092-751-6866



〒810-0001

福岡市中央区天神3丁目11番1号

天神武藤ビル2階

藤井・高田法律事務所

被控訴人佐世保市訴訟代理人

弁護士 藤井 大 祐



## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
  - 2 控訴費用は控訴人らの負担とする
- との判決を求める。

## 第2 控訴理由に対する反論

### 1 差止請求の要件について

原判決が、本件工事により控訴人らが侵害される権利を「人格権の内容としては具体性に欠ける」と判示しているのに対し、控訴人らは、控訴理由書において、控訴人ら主張の権利は、「選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利」、「包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益」であり、人格権として認められる具体性に欠けることはない、過去の裁判例等に照らしても人格権として侵害行為の差し止めを求め得る権利であるなどと主張する。

この点、一般論として、人格権に基づく差止の余地を認める判例があることは否定しない\*1。しかし、人格権侵害として不法行為上の違法性を帯びるには、受忍限度を超えた違法行為の存在が前提となる。そして、(単なる損害賠償にとどまらず)差止請求が認められるには、その違法性も利益考量を踏まえた強度なものが要求される\*2ところである。

しかるに、控訴人らの主張する権利とは、結局のところ、抽象的な「居住継続利益」とでもいうべき内容にとどまっており、単なる損害賠償請求を超えた差止請求を基礎づけ得るような内実を有するものではない(適法な収用手続が進行している本件において差止が認められることは、土地収用法という法体系自体の否定となる)。

その意味で、前述した原判決の判示が至極正当であることは、多言を要しないところであるが、以下、念のため、控訴人らの控訴理由書における主張について言及しておく。

### 2 控訴理由書で援用される判例について

この点、控訴人らは、騒音被害による損害賠償請求及び差し止めが問題となった判例(①佐賀地判昭和42年10月12日、②大阪地判昭和49年2月27日、③大阪高判昭和50年11月27日(②、③は大阪国際空港事件)、④大阪高判平成4年2月20日、⑤最判平成7年7月7

\*1 ただし、そもそも人格権が差止請求の法的根拠となるか自体、なお争いのあり得ることについて、原審における被告佐世保市第1準備書面の2ページ脚注\*1参照。

\*2 例えば、被告らが援用する佐賀地判においても、「侵害があるからといっていついかなる場合でも必ずそれらの請求権(注・妨害排除・妨害予防請求権)を有し、かつこれらを行使しうるものとしなければならないものではない。すなわち、侵害が社会生活上受忍すべき限度を超え、違法であっても、なお妨害排除ないし予防請求権を有するか否かは、これを有するとすることによって生ずるであろう加害者の犠牲の程度とこれを有しないとすることによって生ずべき被害者の不利益の程度とを比較考慮したうえで決すべき」とされているところである。

日（④、⑤はいずれも国道43号線事件）や、原子力発電所の運転差止を認めた仮処分（⑥広島高決令和2年1月17日）を援用して、「生命身体だけでなく人格的利益が認められるという判断は確立され、人格権は差止請求の法的根拠として承認された。」などと主張する。

また、控訴人らは、福島第一原発事故により避難を余儀なくされた者らの損害賠償請求事件の判例（⑦前橋地判平成29年3月17日、⑧福島地判平成29年10月10日、⑨東京地判平成30年2月7日）を援用して、「平穏生活権」が確立した、などとも主張するところである。

#### (1) 土地収用法に基づく収用とは前提が異なる

しかし、控訴人らが援用するこれらの判例は、いずれも、騒音被害といった生活妨害や、原発事故による避難といった、受忍限度を超えるような違法な侵害の存在が前提となっている。

本件では、土地収用法に基づき、適法な手続を履践してダム建設が進められているものであって、上記のような違法な侵害は存在しない。すなわち、控訴人らの援用する判例とは前提が異なるのである。

#### (2) 差止が認められる余地もない

加えて、前述の通り差止請求にはより高度の違法性が求められ、差止も問題となった上記の①～⑥の各判例においても、結論として、防音設備の設置（①）や飛行の差止（②、③）、道路の供用差止（④、⑤）は認容されていないのである。また、原子力発電所の稼働停止を仮処分として認めた判例（⑥）についても、原子力発電所に内在する危険性評価の問題が存したところであり、受忍限度を超えた違法な侵害自体が認められない本件において、差止が認められる余地など存しない。

また、⑦～⑨（いずれも、差止が問題となったものではない）について、「平穏生活権」の保障を認めたかの如き判旨部分を、控訴人らは控訴理由書で引用し、本件に当てはめようとする（控訴理由書10ページ以下）が、かかる判旨はいずれも、原発事故という違法な侵害によって避難を余儀なくされた者らの賠償請求を検討する文脈における言及に過ぎない。こうした言及を差止に結びつけるのは飛躍も甚だしいと言わざるを得ない。

### 3 小括

控訴人らが主張するその余の権利・利益（控訴理由書15ページ以下）についても、差止の根拠たり得ないことは明らかである。

控訴人らの差止請求は速やかに棄却されるべきである。

以上

令和2年8月26日

# 送 信 書

福岡高等裁判所 第1民事部イ係 御 中 (FAX:092-781-9433)  
控訴人ら代理人弁護士 平山博久 先生 (FAX:093-642-2856)  
被控訴人長崎県代理人弁護士 福田浩久 先生 (FAX:095-816-3262)

被控訴人佐世保市代理人

弁護士 山 口 雅 司

弁護士 藤 井 大 祐

TEL092-751-7667 / FAX092-751-6866



福岡高等裁判所 令和2年(ネ)第284号  
石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求控訴事件  
控訴人 石丸勇 外 被控訴人 佐世保市、長崎県

次回期日 令和2年10月8日 午後 2時 30分

送信文書内容  
令和2年8月26日付〔控訴答弁書 〕

上記の通り、本書を含めず合計 3 枚をFAXにより直送致します。  
本FAX受領後は直ちに、落丁や送信ミスの有無を確認し、下記受領書部分に記載のうえ、当代理人と福岡高裁 第1民事部イ係に、そのままFAX送信して下さい。

(切り取らない)

# 受 領 書

福岡高等裁判所 第1民事部イ係 御 中 (FAX:092-781-9433)

被控訴人佐世保市代理人代理人弁護士 山口雅司 殿 (FAX:092-751-6866)

上記送信文書計 3 枚を令和2年8月26日受領しました。

控訴人ら代理人弁護士 平山博久



被控訴人長崎県代理人弁護士

印

# ファクシミリ送信書

令和2年8月26日

福岡高等裁判所第1民事部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 平山博久先生 (FAX:093-642-2856)

被控訴人佐世保市訴訟代理人弁護士 山口雅司先生 (FAX:092-751-6866)

被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士 福田浩

TEL 095-816-3261

FAX 095-816-3262



下記の事件につき、「送信書類」記載の書類を送信致します。これを受領した代理人は、下段「受領書」部分に記名捺印のうえ、当職と裁判所にこの書面を送信してください。

〈事件〉 事件番号 令和2年(ネ)第284号  
事件名 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行  
差止請求控訴事件  
控訴人：石丸勇 外  
被控訴人：長崎県 外1名

〈次回期日〉 令和2年10月8日(木)午後2時30分

〈送信書類〉

本送信書を除く 計7枚

控訴答弁書 6枚

証拠説明書 1枚

※乙A第42号証につきましては、枚数が多いため、本日の郵便にて発送いたします。

----- 以上 -----

## 受 領 書

福岡高等裁判所第1民事部イ係 御中 (FAX:092-781-9433)

被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士 福田浩久 殿

上記書類（本送信書を除く枚数： 7 枚）を受領しました。

令和2年 8月26日

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 平山博久

